

誰もがいきいきと安心して暮らせるまちづくり調査特別委員会  
報告書

令和3年11月18日

宇都宮市議会議長 熊本和夫様

誰もがいきいきと安心して暮らせるまちづくり調査特別委員会  
委員長 舟本 肇

本委員会は、令和元年7月3日の本会議において設置され、「あらゆる世代が安心できる社会の実現について」と「さまざまな人がいきいきと生活できる社会の実現について」の調査研究を行ってまいりました。

令和2年5月25日の中間報告に引き続き、このたび最終報告としてとりまとめましたので、その経過と結果について次のとおり報告いたします。



委 員 名 簿

(令和3年11月18日現在)

委 員 長 舟 本 肇

副 委 員 長 渡 辺 通 子

委 員 原 千 鶴

同 保 坂 栄 次

同 遠 藤 信 一

同 菅 野 大 造

同 矢古宇 芳 一

同 柴 田 賢 司

同 黒 子 英 明

同 金 崎 芙美子

同 福 田 智 恵

同 今 井 恭 男

同 渡 辺 道 仁

同 塚 田 典 功

同 岡 本 芳 明

(令和3年4月14日辞任)

# 目 次

I	調査の経過	1
1	委員会の開会	
(1)	第1回委員会から第18回委員会まで	
2	先進都市の視察調査	
(1)	大阪市、尼崎市及び浦安市の視察調査（児童虐待対策）	
II	提 言	6
	付託調査事項：あらゆる世代が安心できる社会の実現について、 さまざまな人がいきいきと生活できる社会の実現について （超高齢化社会対応，ジェンダー平等社会）	
	【超高齢化社会対応】	
1	健康づくり	6
(1)	主体的な健康づくりに向けた環境の整備	
(2)	健康の維持に向けた環境の整備	
(3)	健康を増進させるまちづくり	
2	生きがいつくり	9
(1)	主体的な生きがいつくりに向けた環境の整備	
(2)	就労による生きがいつくり	
(3)	交流による生きがいつくり	
3	地域での支え合い	11
(1)	地域での支え合いに向けた環境の整備	
(2)	地域における見守りの充実	
4	地域包括ケアシステムの深化・推進	13
(1)	医療・介護	
(2)	重層的な体制の構築	

(3) 地域共生社会を見据えた今後の展開

【ジェンダー平等社会】

1	男女共同参画を实践・行動に繋げるための教育・啓発の推進----	16
2	男女の固定的性別役割分担や慣行の見直し-----	17
3	雇用の場における男女の活躍の推進-----	18
4	地域・社会における男女共同参画の推進-----	20
5	意思決定過程における男女共同参画の推進-----	21
6	男女間におけるあらゆる暴力の根絶-----	22
7	性に対する理解促進と性差に応じた健康支援-----	23
III む す び -----		25
参考資料（中間報告書提言部分抜粋） -----		26

# I 調査の経過

## 1 委員会の開会

### (1) 第1回委員会（令和元年7月3日）

ア 議長の招集により開会され，委員会条例第6条の規定に基づいて正副委員長の互選を行い，委員長に舟本肇議員，副委員長に渡辺通子議員を選任した。

### (2) 第2回委員会（令和元年8月7日）

ア 具体的な調査内容や今後の会議の進め方について確認した。

### (3) 第3回委員会（令和元年10月3日）

ア 児童虐待対策について意見交換を行った。

### (4) 第4回委員会（令和元年11月22日）

ア 本委員会におけるタブレット端末の使用について協議を行った。  
イ 11月6日から8日まで実施した先進都市の視察調査（大阪市・尼崎市・浦安市）に係る視察報告書の作成について協議した。  
ウ 先進都市の視察調査を踏まえ，提言に向けた意見交換を行った。

### (5) 第5回委員会（令和元年12月20日）

ア 児童虐待に係る本市の現状や課題などについて執行部から説明を受け，質疑等を行った。  
イ 執行部からの説明や先進都市の視察調査，これまでの各委員の意見を踏まえ，提言に向けた意見交換を行った。

### (6) 第6回委員会（令和2年2月7日）

ア 執行部に提言すべき事項について総括を行った。

- (7) 第7回委員会（令和2年2月14日）
- ア 執行部に提言すべき事項について総括を行った。
  - イ これまでの委員からの意見等を踏まえ、児童虐待対策について、委員会の中間報告を提出することを決定した。
- (8) 第8回委員会（令和2年4月27日）
- ア 中間報告書（案）について、取りまとめを行った。
- (9) 第9回委員会（令和2年7月22日）
- ア 超高齢化社会対応について意見交換を行った。
- (10) 第10回委員会（令和2年8月19日）
- ア 超高齢化社会対応（健康づくり、生きがいづくり）について意見交換を行った。
- (11) 第11回委員会（令和2年9月30日）
- ア 超高齢化社会対応（地域での支え合い、医療・介護サービス）について意見交換を行った。
- (12) 第12回委員会（令和3年4月26日）
- ア 地域共生社会の実現に向けた取組について、参考人を招致し、説明を受け、意見交換を行った。
- 【参考人】**
- ・ 特定非営利活動法人福聚会 代表 青田賢之氏
  - ・ 特定非営利活動法人福聚会和久井亭 施設長 石綱秀幸氏
- (13) 第13回委員会（令和3年5月19日）
- ア 地域別データ分析やにっこり安心プランの概要などについて、執行部から説明を受け、質疑等を行った。

- (14) 第14回委員会（令和3年5月26日）
- ア 参考人や執行部からの説明，これまでの各委員の意見を踏まえ，提言に向けた意見交換を行った。
  - イ 執行部に提言すべき事項について総括を行った。
- (15) 第15回委員会（令和3年7月19日）
- ア 男女共同参画の現状や課題などについて，執行部から説明を受け，質疑等を行った。
- (16) 第16回委員会（令和3年8月3日）
- ア ジェンダー平等社会について意見交換を行った。
- (17) 第17回委員会（令和3年10月4日）
- ア 執行部に提言すべき事項について総括を行った。
- (18) 第18回委員会（令和3年11月10日）
- ア 本委員会の報告書（案）について，取りまとめを行った。

## 2 先進都市の視察調査

- (1) 大阪市，尼崎市及び浦安市の視察調査（児童虐待対策）
- 大阪市，尼崎市及び浦安市の「児童虐待防止に係る取組」について調査をするため，令和元年11月6日から8日までの3日間にわたり視察を行った。
- ア 児童虐待防止に係る取組について（大阪府大阪市）
- 大阪市では，これまで，24時間相談できる児童虐待ホットラインの設置や，区役所及びこども相談センターの体制強化など，虐待防止に向けた積極的な取組を進めてきたが，依然として虐待により命を落とす事件が毎年発生していることから，市長をトップに関係機関が一体

となり体制の強化に取り組む、大阪市児童虐待防止対策強化会議を開催していた。

会議では、子どもの成長段階別に課題を抽出、本年3月に具体的な対応策をまとめ、これを受け、市では、実現可能なものから予算に反映し、望まない妊娠・出産を課題と捉えた養子縁組あっせん事業の強化、愛着の欠如に着目した個別に支援を必要とする母親のスクリーニング、行政機関や地域の関係機関の目が届きにくい4、5歳児への家庭訪問など、実効性のある対策を即座に講じている。

また、庁内各局はもとより、学校や保育施設、医療機関、警察、地域等と連携した体制を構築し、虐待のリスクに対する気づきと早期の支援につなげている。

児童虐待を根絶するという強い意志のもと、具体的な課題を抽出し、幅広い関係機関とスピード感を持ってさまざまな対策を進める大阪市の取組は、大いに参考になるものであった。

#### イ 児童虐待防止に係る取組について（兵庫県尼崎市）

尼崎市では、子育てに不安や負担を感じる家庭の増加や、家庭の子育てを支える地域力の弱体化、地域における子どもの豊かな人間性や社会性などを育む機会の減少など、市全体の課題に取り組んでいくため、平成21年度に子どもの育ち支援条例を制定した。

条例でうたう「子どもの主体性をはぐくむ」「大人が協力して子どもが健やかに育つ環境をつくる」などの基本理念のもと、庁内外の福祉、保健、教育などの分野が連携し、子どもの育ちを横断的に支援するとともに、子育てコミュニティソーシャルワークやスクールソーシャルワークなどの取組により、地域の子育て機能や子どもを支援する仕組みの強化に努めている。

また、本年10月に開設した子どもの育ち支援センター「いくしあ」においても、分野横断的に連携し、さまざまな子育ての相談に切れ目なく、ワンストップで支援できる体制を整えている。

地域における子育て環境が弱体化している現状を課題と捉え、条例

により大人の責務を明確化し、子どもの育ちを社会全体で支える仕組みを構築しようとする尼崎市の取組は、大いに参考になるものであった。

#### ウ 児童虐待防止に係る取組について（千葉県浦安市）

浦安市では、児童虐待の予防のための子育て支援と、児童虐待を防止するための取組からなる浦安市の子どもをみんなで守る条例を平成24年に制定した。

この条例では、子育てに不安がある保護者が一人で抱え込まずに相談・援助を求めることや、市民等が虐待の早期発見に努め、必要に応じ速やかに通告することなど、それぞれが取るべき具体的な方策を規定し、さまざまな機会を通じて市民に周知することで、子育てを支援し、孤立させない環境を整えている。

また、市では、地域の子育て力向上のための人材育成や、被虐待児となり得る子どもが虐待を知り、声を上げられるようにするための普及啓発などにも努めている。

平成30年度の虐待の相談件数は前年度比で約1.4倍増、特に、学校等経由の受付数が増加傾向にあるものの、単に虐待件数が増えたのではなく、各種取組により、虐待に関する市民や関係機関のアンテナの感度とともに、子ども自身の意識が高まった効果であると評価していた。

子育て支援と虐待防止の理念を条文化し、全市一丸となって、その推進に努める浦安市の取組は、大いに参考になるものであった。

## II 提 言

本委員会においては、あらゆる世代が安心できる社会と、さまざまな人がいきいきと生活できる社会の実現に寄与すべく提言を行うため、児童虐待対策、超高齢化社会対応、ジェンダー平等社会の3つを具体的な調査項目とし、このうち、喫緊の重要課題である児童虐待対策について、中間報告を取りまとめ、令和2年5月、議長に提出したところである。

その後、超高齢化社会対応とジェンダー平等社会について、本市の現状と課題を整理し、参考人招致や委員間での意見交換等を重ね、市が取り組むべき事項を取りまとめたことから、併せて報告するものである。

今後、あらゆる世代が安心できる社会と、さまざまな人がいきいきと生活できる社会の実現に当たっては、中間報告書で示した事項に加え、下記の事項の実現について、十分に配慮するよう提言する。

### 【超高齢化社会対応】

#### 1 健康づくり

高齢者が、いきいきと安心して暮らしていくためには、心身ともに健康を維持・増進させていくことが必要不可欠である。

そのためには、市民の主体的な健康づくりや健康維持に向けた環境の整備、日々の生活が健康の増進につながるようなまちづくりの推進が求められる。

##### (1) 主体的な健康づくりに向けた環境の整備

現在、市民全体の健康への意識は高まってきているものの、依然として関心が低く、運動習慣を持たない者もいるため、市民一人一人が自分の健康は自分で守るという強い意識を持つための啓発や、ライフステージに応じた健康づくりに向けた支援に努めていく必要がある。

特に、健康への関心が低い傾向にある若い世代に対しては、健康づくりのきっかけとなる健康ポイント事業のさらなる周知や健康的な生活習慣を定着させるための啓発が重要となる。

また、高齢者に対しては、プロスポーツチームと協力しながらストレッ

チや体操などの動画配信を行っているが、パンフレットを作成するなど、多様な媒体でより分かりやすく情報を発信するとともに、高齢者の生活習慣に関する注意事項をまとめた冊子を配付するなどし、健康づくりを支援していく必要がある。

次に、健康づくりができる居場所の充実に向けては、本市では総合型地域スポーツクラブの推進に向け、出前講座などを行っているが、人材不足などの課題により、設立までに準備期間を要し、普及の進みが遅いといった課題もあることから、地域を担うリーダー育成に向け、地域への粘り強い支援などに努める必要がある。

また、健康ポイント事業をきっかけに、積極的に体操教室などに参加している人も多いため、教える側の人材を確保するなど、より身近な場所で活動に参加できるよう環境を整えていく必要がある。

さらに、地域包括支援センターでは、認知症予防やフレイル予防に向け、高齢者を対象とした介護予防を強力に展開している一方、健康づくり推進協議会の活動については、地域全体への展開が見えにくい現状にあるため、両者が連携し、地域包括支援センターにおける介護予防教室などの活動終了後も、地域の集会所などで健康づくり活動を継続できるよう支援していく必要がある。

また、コロナ禍においては、介護予防教室などへの参加が困難な状況もあるので、内容をまとめたDVDを作成し活用するなど、新しい生活様式に対応した、自宅での健康づくりに向けた支援を進めていくことが求められる。

## (2) 健康の維持に向けた環境の整備

市民一人一人が健康状態を維持していくためには、個人の主体的な健康づくりとともに、周囲が健康の維持をサポートできる環境を整えていく必要がある。

特に、さまざまな病の原因となる孤立を生み出さないためには、医療機関や地域コミュニティーが連携し、薬ではなく、人と人のつながりを処方する社会的処方の仕組みづくりが求められている。

そのため、地域と医療などにつなぐ中核的な役割を担うリンクワーカーが大変重要となることから、病院などへの配置に向けた補助制度の設立や、医療・介護・地域との連携に向けた支援を検討していく必要がある。

さらに、健診後の健康指導などの機会を捉え、市民に地域活動への参加を促し、社会とのつながりを生み出していくため、市の保健師や看護師にリンクワーカーの役割を担わせることについても検討を進める必要がある。あわせて、医療が必要となる前段階から住民と関わり、地域のつながりづくりや健康維持に大きな力を発揮するコミュニティナースの活動推進に向けても、人材の育成や活用に向けた支援策を検討すべきである。

### (3) 健康を増進させるまちづくり

高齢者から若者まで、あらゆる市民の健康を底上げしていくためには、日々の生活がそのまま健康の維持・増進につながるような都市機能を整備していくことが望まれ、NCCの実現に向けた立地適正化のさらなる推進や、歩いて楽しいウォーカブルなまちづくり、自家用車に頼らず生活できるまちづくりの実現が求められている。

高齢者の日常生活に関する意識調査によると、自動車を外出手段としている人は増加傾向にあり、さらに、身体機能の低下などから段差の乗り越えなどに抵抗があるなど、公共交通の利用の難しさを外出の課題として挙げる声も聞こえてくる。

そのため、東側で整備が進んでいるLRTや既に導入されているノンステップバスなど、バリアフリーに対応した車両の導入により、段差などの抵抗を軽減するとともに、さらにJR宇都宮駅西側においては、今後、延伸が予定されるLRTと既存の公共交通を早期に連携させるなど、利便性の向上に努めていく必要がある。

あわせて、さらなる外出促進に向け、交通系ICカード「t o t r a」と連携した高齢者向けの割引制度や均一運賃制度、デマンド交通の利便性の向上に向けた仕組みづくりなどについても検討を進めていく必要がある。

また、健康を増進させるまちづくりのためには、健康につながる都市機

能を充実させていく必要があるが、高齢者の健康の維持・増進や生きがいづくりなどの場である老人福祉センターについては、利用者がさらに安全に安心して利用できるよう、日常点検や老朽化対策を適切に行うとともに、全てのトイレを早期に洋式化するよう努める必要がある。

## 2 生きがいづくり

高齢者が心身ともに健康を保ち、充実した生活を送るためには、様々な活動に積極的に参加し、日頃の生きがいを見いだしていくことが重要となる。

そのためには、居場所や活動の充実など、生きがいづくりに向けた環境を整備するとともに、就労や他世代との交流など、多様な活躍の場を提供していくことが求められる。

### (1) 主体的な生きがいづくりに向けた環境の整備

主体的な生きがいづくりを促していくためには、高齢者のつながりや活躍の場となる居場所を充実させることが必要不可欠である。

特に、現在、高齢者単独世帯の増加や近所付き合いの希薄化などにより、家族や地域のつながりが弱まり、高齢者が孤独・孤立化しやすい状況にあるため、誰もが歩いて気軽に集まることができる居場所を充実させていく必要がある。

そのため、増加傾向にある空き家の活用や、活動をサポートする人材の配置により、身近なサロンや集会所などを充実させるとともに、元気な高齢者には担い手側となってもらうことにより、社会貢献による生きがいづくりに結びつけることも可能であるため、居場所づくりや運営への積極的な参加を促していく必要がある。

一方、現在、高齢者の社会参加は、自治会を中心として進められることが多いが、役員の固定化などにより参加がしづらいつらいつらといった声が聞かれることもあるため、誰もが参加しやすい自治会活動の在り方を検討するとともに、地域という空間に限定しない、ボランティアや趣味など、気の合う仲間づくりを通じた、多様な社会参加の在り方を模索し、補助金などの支援策も検討していくことが重要である。

次に、生きがいにつながる活動の充実に向けては、文化やスポーツ、三世交代などの様々な事業や、介護予防や健康寿命の延伸などに向けた教室などを展開するとともに、また、地区市民センターにおける趣味の発表会など、自らの活動を積極的に発信・発表していくことは、やりがいの向上や活動の活発化にもつながっていくので、発信できる機会の拡充に向け、検討を進める必要がある。

また、高齢者の介護予防や社会的孤立の防止策として効果的である、ふれあい・いきいきサロン事業については、地域で活動事例を紹介するなど一層の周知を図るとともに、健康づくり推進員などとのさらなる協力が必要となる。

## (2) 就労による生きがいづくり

健康で意欲的な高齢者が増加したことに伴い、ボランティア活動だけではなく、責任のある仕事や役割を持つことを希望する高齢者も増えてきている。

就労は、個々の生きがいと心身の健康につながるものであり、また、豊かな経験や知識を持つ高齢者は、貴重な労働資源にもなるため、年齢で区別することなく、働きたい人が働くことができる社会を実現していく必要がある。

そのため、雇用主への理解促進や雇用に対する補助金、ハローワークにおける紹介窓口の拡大、高齢者の再就職セミナーの開催など、雇用環境の整備に向けた各種施策を推進していく必要がある。

さらに、農業については、生きがいや健康づくりにも結びつけやすい場となるため、高齢者を核とした農業生産・農地保全組織の創設に対する支援を充実すべきである。

また、利用者にも仕事や役割を担ってもらう「働くデイサービス」は、本人の生きがいや充足感につながっていく取組であるため、本市においても、こういった事例を参考に、認知症になっても働くことを選択できるような仕組みづくりを検討していく必要がある。

### (3) 交流による生きがいつくり

高齢者が様々な世代と交流していくことは、本人の生きがいつくりになるとともに、豊かな経験や知識を社会に継承する貴重な機会ともなるが、核家族化の進行や居住形態の変化などにより高齢者と他世代との交流機会は減少傾向にあり、特に、現在の子どもたちは、親族以外の高齢者と交流する機会が少なく、社会性の獲得機会も減少している。

そのため、農業体験や昔遊び、地元の名所歩きなど、高齢者を講師とした子ども向けイベントの充実や、夏休み期間を利用したサロン活動での交流など、高齢者の生きがいと子どもたちの学習・体験を両立させた事業の展開が求められる。

また、各地域で実施されている子育てサロンなど、利用可能な地域の資源を高齢者との交流の場としても積極的に活用し、他世代との交流や事業への参加促進に結びつけていくことも重要となる。

## 3 地域での支え合い

地域での支え合いのためには、その土台となる住民の意識醸成や地域コミュニティの維持・活性化などが重要となる。

そのため、地域における支え合いに向けた環境を整えるとともに、支え合いの具体的な取組として、地域における見守り活動を推進していくことが求められる。

### (1) 地域での支え合いに向けた環境の整備

#### ア 地域での支え合いを促すための取組

現在、地域コミュニティの希薄化や高齢者の孤立化とともに、プライバシーが意識され、互いに干渉しない風潮が定着しつつある。

そのため、さまざまな心身の特性や考え方を持つ全ての人が相互に理解を深めようとコミュニケーションを取りながら支え合う「心のバリアフリー化」を広めるとともに、地域の関係機関・団体、近隣住民などによる見守り・声かけ活動などのインフォーマルな支援を強化し、住民同士が助け合いを「我が事」と捉え、できることをできる範囲で助け合うという環

境を整えていくことが重要となる。

特に、次代を担う子どもたちについては、学校の授業などを通じて、奉仕活動や介護など、人を支える経験をすることで、周囲の人に対する思いやりの意識を醸成させていく必要がある。

また、社会貢献に意欲がある高齢者を地域の支え手側となるよう促していくため、老人クラブの活性化や地域課題の解決に向けた高齢者主体の活動の推進など、高齢者の活躍につながる支援が必要となる。

#### イ 地域活動の維持・活性化に向けた取組

地域の活動や支え合いの現場となるサロンや老人クラブ、スポーツクラブなどにおいては、会員の減少や高齢化、役員の成り手不足など、活動の維持に関わる共通の課題があるため、会員の加入促進策や中心となる人材の育成、役員の負担軽減策、財政的な支援などが求められる。

特に、老人クラブにおいては、既に他の活動に参加していることや、老人クラブという名称に抵抗感がある人がいることなども、クラブ数や会員数が減少する要因と考えられるため、他のサークルなどとネットワーク化を図り、活動を多様化するとともに、クラブの名称について柔軟に対応するよう促していく必要がある。

また、地域スポーツクラブについては、小学校や子どもの家などにおいて、スポーツを通じた交流の場を持ち、子どもたちに周知していくことで、その家族への波及効果などにより、会員の増加やクラブ活動の活性化につなげていくことも期待できるため、取組を促していくことが求められる。

さらに、地域活動の核となる自治会においては、会長が単年度で変わる地域もあり、継続的な取組に結びつかないといった課題もあるため、その解消に向けた支援策について検討することも事業継続性の観点から重要となる。あわせて、地域力を維持・向上させるためには、自治会への加入を促進させる必要があるため、本市が行っているマイホーム取得支援事業のように、自治会への加入を条件とした補助事業を充実させるなど、加入促進策の拡大が求められる。

## (2) 地域における見守りの充実

現在、地域における高齢者の見守りのため、福祉協力員等による安否確認や地域包括支援センターによる単身高齢者の見守りなどに取り組んでいるが、そのような仕組みから抜け落ち、安否確認がなされていない人をどのように見守っていくかという課題が生じている。

そのため、公的な仕組みとして、民生委員、地域包括支援センター、近隣住民、民間の配食サービス事業者など、様々な主体の連携による見守り体制を構築するとともに、見守り・声かけ活動と各種ポイント事業を連携させることにより、担い手側の活動を促進させる必要がある。

また、災害時における見守りとして、災害時要援護者支援制度があるが、登録台帳の更新が進んでいない地区や、市との情報共有が不十分な地区、また、個人情報保護の観点から登録すべき人が登録されていないといった課題もあるため、市と地区が連携し、個人情報保護の視点を踏まえつつ登録が進むよう取り組むとともに、有事の際には、全地区で制度が適切に活用されるよう支援していく必要がある。あわせて、災害時には、高齢者や障がい者に必要な情報が円滑に届かないおそれもあることから、防災ラジオの無償配布など、要援護者への適切な情報提供手法について、検討を進めていく必要がある。

## 4 地域包括ケアシステムの深化・推進

本市では、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができる社会を目指し、地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組んでいる。

地域に住む高齢者を地域全体で役割分担しながら包括的に支えていく地域包括ケアシステムの深化・推進のためには、先に提案した健康づくり・生きがいくづくり、地域での支え合いに加え、医療・介護、行政など、さまざまな分野での取組を一体的に推進していく必要がある。

### (1) 医療・介護

我が国の医療・介護制度については、医療・介護を担う人材の不足・偏在や、提供体制の連携不足、財政状況の悪化など、サービスの提供体制と、

それを支える保険制度の両面に大きな課題を抱えており、全世代に配慮した、長期的に維持可能な医療・介護制度の再構築が求められている。

そのため、市としては、介護職員等の人材確保や資質の向上に向けた支援、認知症対策の強化、介護予防・重度化防止などの取組が重要となってくる。

特に、介護分野においては、高齢者人口がますます増加していく中、在宅での老老介護への支援など、自宅介護サービスのさらなるニーズの高まりが予想され、また、高齢者や家族の状況に応じて、必要な人が切れ目なく、きめ細やかなサービスを受けられるよう、民間事業者のサービス提供体制を充実させていく必要がある。

そのため、介護サービスを担う民間事業者の処遇改善等に向けた公的支援の強化や、外国人などの多様な介護人材を受け入れやすくするための仕組みづくりなどについて検討を進める必要がある。

また、これまでの支援は、介護を必要とする人を対象とするものが中心で、家族などの介護者は支援の対象とされず、相談先も十分でなかったため、居場所や相談支援、ピアサポート活動の充実、学校や地域におけるヤングケアラーへの理解促進など、介護を行う側の負担軽減に向けた施策を充実させていく必要がある。

## (2) 重層的な体制の構築

本市では、地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、身近な地域から市域全体までの重層的な体制を構築し、さまざまな取組を行うこととしている。

このうち、第1層協議体については、第2層協議体から課題を吸い上げ、本市施策に反映、推進する役割を持っているため、機能の強化が求められる。

また、第2層協議体については、地区連合自治会全地区に設置し、地域における生活支援につなげていく必要があるが、設置の進捗が遅く、地域の支え合い活動の実態も見えてこないため、全庁を挙げて全地区への設置を進めていくとともに、地域での支え合い活動が健康づくりや生きがいづ

くりにつながることを科学的根拠を用いて周知することで、地域における生活支援を促していく必要がある。あわせて、運営に係る家賃や光熱水費等の必要経費の補助を増額するなど、負担軽減に向けた支援策も検討すべきである。

さらに、取組が進まない原因として、地域の人材不足の課題も考えられることから、地域活動の中核となる人材を市から地域に配置することについても検討する必要がある。

次に、地域包括支援センターについては、地域包括ケアシステムの中核となる機関であり、今後、地域共生社会の実現に向け、重要な役割も期待されることから、市として、センターの機能強化を後押ししていく必要がある。また、施設を有する介護事業者にセンター業務を委託していった経過から、センターと介護施設が一体的に設置されている場合もあるが、今後、より地域に密着し、高齢者以外の様々な相談も受けていくという役割を考慮すると、既存の介護施設から物理的に独立した、地域に根差したセンターの整備について検討を進める必要がある。

### (3) 地域共生社会を見据えた今後の展開

本市においては、子どもから高齢者、障がい者など、あらゆる市民が住み慣れた地域で共に支え合いながら、安心して自立した生活を送ることができる地域共生社会を目指すとともに、高齢者の地域での生活を支える地域包括ケアシステムを、地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤と位置づけている。

今後、この社会の実現のためには、高齢者や障がい者、生活困窮者など、カテゴリー別に考えるのではなく、市民全体に支援が行き届くような地域づくりやまちづくりが求められる。

そのため、制度から漏れてしまう市民への支援体制の構築や、年齢や障がいの有無にかかわらず、誰もが一緒に身近な地域でサービスを受けられる仕組みづくりの検討が必要となってくる。

また、高齢者に限らず、あらゆる人が自立して生活できる環境を整えていくためには、公共施設のバリアフリー化の促進や困難を抱える人への就

労・雇用支援、就労の場の創出などに取り組んでいく必要がある。あわせて、住まいについても、現在、高齢者住宅の改修に対する補助を行っているが、障がい者や生活困窮者などの住宅のさらなるバリアフリー化に向け、補助対象や内容の拡充など、支援の強化が求められる。

また、本市の体制のうち保健師については人数が限られた中、増加する子どもの虐待や育児相談などに人手がかかっている部分もあるため、保健師を増員、地域に配置していくことで、地域における健康相談や、ひきこもりなどの潜在的ニーズに対応していくとともに、第2層協議体の活動の推進や地域共生社会に向けて地域とのつながりをより一層強化していく必要がある。

最後に、多様な支援を求める市民に、さまざまな福祉サービスを漏れなく提供していくためには、行政にはどのような支援があり、どこで相談が受けられるかを分かりやすく周知していくとともに、支援が必要な人を適切な支援につなぐリンクワーカーなどの役割や仕組みについても検討を進めていく必要がある。

## 【ジェンダー平等社会】

### 1 男女共同参画を实践・行動に繋げるための教育・啓発の推進

本市では、平成15年に男女共同参画推進条例を制定し、さまざまな取組を推進してきたが、いまだ男性が優遇されていると感じる市民は多い。第4次宇都宮市男女共同参画行動計画（以下「本市計画」という。）において成果指標としている男女の家事・育児・介護時間の割合についても、目標は達成しているものの、男女比1：4と女性の負担割合は、依然として高いままとなっている。

学校教育の場においては、男女平等の意識醸成が進んでいる一方、特に、若者が就労や地域活動などで社会に出た際には、さまざまな場面で意識と現実のギャップを感じる人が多いことから、社会を形成する大人たちの意識と行動の変革に向けた取組が求められている。

そのため、さまざまな媒体を活用した啓発活動や地域別の出前講座などにより、粘り強く意識醸成を続けていくことが必要であるが、啓発に当たって

は、まず、男女がそれぞれどのような身体的な差や特性があり、どのような助け合いが必要となるのか具体的に明示し理解を深めること、また、ジェンダー平等の基礎には、人権の尊重や共生社会を目指すという大きな理念があるということを明確にすることで、市民の実践・行動につなげていくことが重要である。

特に、家事や育児、介護などについては、男女の特性を考慮しつつ、それぞれの家庭の状況に応じて、どのような役割分担が適切なのか話し合い、身近で取り組みやすいことを一つ一つ実践していくことが、家事などの適切な分担につながることから、そのような視点に立った啓発事業を実施していくことが必要である。

また、子どもたちについては、低学年からの継続した教育・啓発や、男女共同参画教育参考資料「かがやき」を活用した授業の充実、教師に対する研修の強化などにより、学校で学んだ男女共同に関する知識を社会での実践・行動につなげられるよう促していくことが重要である。

さらに、人権を尊重し、多様性を認め合うといった観点から、性別によらない自由な制服の着用の推進や、多目的トイレの設置などを進めるとともに、道徳の授業において、多様性やジェンダーなどのテーマを取り上げ、必ずしも1つの結論は求めないながらも、より個人を尊重できる社会のためにはどうしたらよいのか、皆で議論していくことが、多様性の尊重やジェンダー平等社会の実現に重要となってくる。

## 2 男女の固定的性別役割分担や慣行の見直し

共働き世帯の増加や非婚化、父子家庭の増加などにより、これまで女性中心の問題とされていた介護や育児と仕事の両立は、今後さらに深刻な問題となるため、男性の家庭参画が一層求められている。

本市計画で成果指標としている「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に肯定的な市民は減少傾向にあり、目標も達成しているものの、いまだ、固定的な役割分担が無意識に根づいていることも多いため、引き続き、意識変革に向けた取組を進めていく必要がある。

特に、固定的な意識が強い男性シニア層に向けては、地域の高齢者の居場

所などに積極的に出向き、出前講座を実施していくとともに、現在行っている「歴史から学ぶ男女共同参画推進講座」のように、ターゲットが関心を持ちやすいテーマから男女共同参画につなげていく手法や、料理など身近で取り組みやすい家事を入り口に家庭参画を促していく手法により、意識変革や固定的な役割分担の解消に向けた具体的な行動に結びつけていく必要がある。

さらに、もしもの時に備えて自らの意思などを書き留めておくエンディングノートを活用し、早い段階で自分の生活を見直すことにより、家庭での役割分担やパートナー亡き後の自立した生活などに意識を向け、ひいては固定的性別役割の解消につなげていくこともできるため、ノートの作成を促していく必要がある。

また、男性は仕事を中心に生活するといった意識がいまだ社会に根づいているため、その解消に向け、職場での意識改革に向けたさらなる啓発事業に取り組むとともに、育児休暇を取得することが当然であるという社会の機運を醸成していくため、本市職員が率先して育児休暇を取得できるよう職場のフォロー体制を充実させていくことが重要である。

加えて、現在、各種調査から若年層の保守化や固定的性別役割分担意識の高まりが指摘されているため、シニア層だけではなく幅広く対象を捉らえて取組を推進していく必要がある。特に、意識の「変革」だけではなく、意識の「形成」ということも視野に入れ、乳幼児期からを対象とした教育・育成を充実していく必要がある。

また、本市では「男性を中心とした意識変革」に取り組んでいるが、生活費は男性が稼ぐものであるといった認識など、女性の中にも固定的な観念が形成されている可能性もあるため、今後は、「男性」に限定しない、幅広い施策の展開が必要となる。特に、金銭面においては、その背景にある女性の賃金の問題についても、解消できるような社会をつくっていくことが求められる。

### 3 雇用の場における男女の活躍の推進

現在、働く女性が増えてきている一方、結婚や出産、育児と仕事の両立の

難しさを理由に中途退職する女性も見られ、子育て後の再就職においても、非正規職員の割合が高いなど、キャリアアップやキャリアの継続が難しい状況にある。

そのため、職場環境のさらなる改善、保育や介護などの福祉サービスの充実、家庭内での適切な役割分担などによるワーク・ライフ・バランスの確立に向け、企業、自治体、家族などがそれぞれ取組を進めていく必要がある。

特に、雇用の場では、依然として固定的な性別役割分担意識が根強く、多様な働き方が受け入れられているとは言い難いため、働き方改革を促進し、仕事と家庭の両立ができる環境を整えていくため、一般事業主行動計画の策定やデジタルトランスフォーメーションの推進による事業の効率化を支援するとともに、女性起業家などの意見を参考に働きやすい職場環境に向けた新たな支援策の検討を進めていく必要がある。あわせて、商工会議所などと連携し女性活躍推進に関する国の補助事業や市の助成制度の周知に努めることにより、企業が取組と意識変革を後押しすることが重要となる。

次に、家庭においては、依然として女性が子育てや介護を担っている場合が多く負担が大きいことから、女性の活躍に向け、男性が積極的に携わりやすい環境を整える必要があるが、育児休暇などの制度があっても活用されていない実情もあるため、キャリアアップに必要な年数に育児休暇等の年数を換算している企業への支援など、育児休暇と介護休暇への理解と取得を促進させるための施策を検討する必要がある。

また、本市の子育て期の女性の離職率は全国平均より高いことから、希望する人が働き続けられる環境を整備するため、子どもの家事の充実など、さらなる子育て支援が必要となる。あわせて、中途退職となった女性に対しては、希望に応じて再就職できるよう支援していくことが求められる。

加えて、令和3年版男女共同参画白書によると、コロナ禍での非正規労働者を中心とした雇用情勢の急激な悪化は、男性よりも女性に影響が出る傾向にあることから、この点を踏まえた雇用環境の充実に向けた取組が必要である。

さらに、雇用の場におけるあらゆる人の活躍を推進していくためには、女性だけではなく、男性の活躍についても考えていく必要がある。特に、保育

士や看護師、助産師などの職業や現場においては、女性が占める割合が高く、男性の進出が遅れているため、希望する人が参入しやすい環境を整えていく必要がある。

なお、昨今、雇用の場での活躍に向けて、キャリアの継続性の観点などから、結婚後も旧姓を使用し続けたいといった声も上がってきている。選択的夫婦別姓制度については、国で議論を進めていくものとなるが、ジェンダー平等社会実現の機運醸成のためには、地方としても議論を深めていくことが必要である。

#### 4 地域・社会における男女共同参画の推進

地域・社会が抱える課題の解決のためには、男女双方の視点を踏まえた対応が必要となるが、その声を取り入れるための社会参画が十分ではなく、特に、本市計画に掲げる、女性の社会活動の参加割合は増加傾向にあるものの、目標は達成できていない状況にある。

そのため、まず、最も身近な参画の場である地域において、男女共同参画社会の推進に向けたSNSなどを活用した周知・啓発や女性が参画しやすい環境づくりに取り組むことが求められる。

特に、意識の変革のためには、女性が地域活動へ参加する意義や期待できる効果を深く理解してもらうことが重要であることから、健康福祉やPTAなど、女性の視点を取り入れることにより効果を上げている分野の活動について、評価・表彰するような取組が必要である。

また、自治会については男性の割合が高い一方、子ども会・育成会については女性の参加が多いという現状を踏まえ、2つの組織の連携を強化するなどし、より多くの女性の声が自治会活動に取り入れられるよう促していくことも重要となる。

次に、社会全体において、男女共同参画を推進していくためには、男性は遅くまで働き、そのために女性が家庭を守るという構図を変革する必要があるため、働き方改革を推し進めるとともに、女性の起業に向けた支援を充実するなどし、女性のチャレンジを推進していく必要がある。

一方、勤労世帯においては、男女ともに仕事で多忙であるが、PTA活動

など特定の分野においては、主に女性が多く参加している現状も見られ、その活動に多くの時間が取られることで女性の就労に大きな影響を及ぼしている。

そのため、仕事や子育てに多忙な女性に対し、過度な参加を求め、負担をかけている現状について、改善を検討するとともに、女性に参加を求めていくのであれば、男性に対しても等しく参加を求めていくことが男女共同参画の視点から重要となる。

## 5 意思決定過程における男女共同参画の推進

誰もが生きやすく住みやすい社会の実現のためには、男女が社会における対等な構成員として意思決定過程に参画することが求められるが、我が国のさまざまな分野における指導的地位への女性の参加は、国際的にも遅れており、さらに本市では、審議会等の行政組織や地域組織等において意思決定に関わる委員や役員の女性比率が全国平均よりも低い。

特に、市の審議会等委員に占める女性の割合は、目標を達成できていない状況にあるが、市が直接改善できる分野であるため、まずは、目標に掲げた数値を遵守できるよう積極的に女性を推薦できる仕組みを導入するなどし、女性の割合を高めていく必要がある。また、現在、若い女性の登用があまり見られないため、働く女性が参画しやすいような仕組みや環境づくりが求められる。

次に、本市職員については、研修等の実施によりキャリアアップやキャリア支援に取り組んでおり、管理職に占める女性割合は目標を達成しているものの、市全体の男女共同参画を率先して推進していく立場から、目標値を積極的に引き上げていく必要がある。また、女性管理職の登用促進に向けては、女性職員の働き方に関する調査・分析やコーディネーターの派遣などにより、働きやすい環境づくりに努めていく必要がある。

さらに、市全体の男女共同参画を推進するという視点に立ち、本市職員の割合だけではなく、民間を含めあらゆる職場を対象にした目標を掲げ、取組を進めていく必要があり、その推進に当たっては、各職業分野における技術革新の推進を支援していくことが求められる。

## 6 男女間におけるあらゆる暴力の根絶

本市では、DV対策に早期に取り組み、継続的な啓発により市民の認知度は高まってきているものの、被害を受けながらも誰にも相談できずに我慢している女性が存在しており、市計画の成果指標である1年間に配偶者から暴力を受けたことのある女性の割合も微増傾向にある。

そのため、女性が相談しやすい環境の充実に向けて、より身近な場所で相談できるよう既存の福祉の窓口などを相談の入り口として活用していくとともに、つながりサポート女性支援事業の推進に向けた周知徹底や関係団体等との連携強化、窓口において職員の支援を必要としていることを知らせるパープルカードのさらなる周知などが必要となる。あわせて、暴力を受けた女性を確実に保護できるよう、DVシェルターや専門家による支援体制などの充実が望まれる。

また、コロナ禍においては、家庭内DVの相談が増加している傾向も見られるため、警察や児童相談所など、さまざまな分野の関係機関と連携し、通報から保護まで速やかにつながられるような体制を充実していく必要がある。

加えて、当事者以外の第三者にDVに気づいてもらい、早期に適切な対応に結びつけていくため、また、暴力を予防していくため、何が暴力につながるのか具体的な事例を含め、広く市民に周知・啓発していく必要がある。

特に、将来を担う子どもたちの意識醸成に向けては、学生向けのデートDV防止に関する出前講座を全中学校で実施することにより人権意識を高めるとともに、暴力を受けた際には、それを認識し周囲に助けを求めることができるよう幼少期から教育していく必要がある。さらに、子どもたちの人権意識の形成においては、家庭環境の影響も大きいことから、ママパパ学級などにおいて、男女平等の観点に立った望ましい夫婦の在り方などについて研修していくことも求められる。

また、新たなDVを生み出さないためには、関係性の貧困が暴力につながっていくことも考えられることから、その解消に向けた取組を進めていく必要がある。

加えて、国の調査においては、DVや虐待等の犯罪と経済的困窮が密接に関連している傾向も見られるため、予防の観点から福祉部局と経済部局の連携を強化し、困窮者が就労して自立した生活を送れるよう支援していく必要がある。

また、あらゆる暴力の根絶に向けて、男性に対する暴力についても考えていく必要がある。特に、性的暴力は、女性が対象になることが多いと考えられ、男性に対する被害は着目されることが少ない傾向にあったが、近年、被害を受けた女性が声を上げるようになってきたことに伴い、男性も心に隠した苦しい被害を訴え始めてきている。

そのため、男性に対する性被害を顕在化できる社会の実現に向け、市民の意識を醸成するとともに、相談窓口を充実していくことが望まれる。あわせて、パートナーからの過度な行動制限や小遣いの制限などもDVにつながるということに着目し、男性も被害者になり得るといった視点に立った普及啓発を行っていくことにより、男性の被害を顕在化していくことが重要である。

## 7 性に対する理解促進と性差に応じた健康支援

男女が互いに身体的性差を十分に理解し、男女平等の観点から人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持つことが、男女共同参画社会実現の前提となる。

特に、女性は、生理、妊娠・出産など、男性とは異なる身体的な特徴を持っていることから、それぞれが自己管理に努めることはもちろんのこと、周囲の理解と支援を促進していくことが求められている。

そのため、自己の健康管理に向けて、関係機関との連携により、性差に応じた健康づくりに関する講座を充実させるとともに、小学生の時期から、学校と家庭において、第二次性徴期への対応も含めた性教育を徹底することにより、性への理解促進と周囲の支援につなげていく必要がある。

次に、多様な性について、本市計画の成果指標であるLGBTの認知度は、メディアにおいて言葉の露出が多かったこともあり、目標値を達成しているが、さらなる理解の促進に向けて、ユーチューブやツイッターなど多様な媒体の活用による周知啓発の充実や、目標設定の大幅な引上げが必要となる。

さらに、社会全体で多様性に関する理解を深めていくため、LGBTQやLGBT+なども含め、より多様性を酌んだ形で啓発を進めていくとともに、パートナーシップ制度についても議論を進めていくことが必要である。

最後に、男女共同参画社会の推進については、人権の尊重というさまざまな分野に共通する理念が根底にあるが、あらゆる人の人権が尊重され、誰もが支え合うまちをつくっていくためには、将来を担う子どもたちの人権が守られ、また、率先して人権を尊重する立場となることを期待して、さまざまな機会を捉え、子どもの権利に関して普及啓発に取り組むなど、人権や多様性の尊重に向けた機運を醸成していく必要がある。

### Ⅲ む す び

本委員会では、社会制度や経済の発展に伴い、一人一人の生き方が多様化し、さまざまな社会問題が顕在化している中、あらゆる世代が安心できる社会と、さまざまな人がいきいきと生活できる社会の実現に向け、3つの具体的な社会問題について、市に提言すべく意見交換を重ねてきたところである。

超高齢化社会対応における「安心して自立した生活を送る」、ジェンダー平等社会における「互いを理解し、多様性を認め合う」、児童虐待における「人権を守る」といった基本的な視点は、いずれの行政分野にも共通する、実現しなくてはならない大きなテーマとなっている。

本市では、第6次宇都宮市総合計画において、健康・福祉の未来都市や子育て・教育の未来都市など6つの未来都市の実現をまちづくりの基本方向として掲げるとともに、全ての人暮らしやすい地域共生社会の創出に向け、さまざまな施策・事業を進めているところであるが、その推進に当たっては、常に上記の大きな3つのテーマに視点を置き、オール宇都宮で取り組んで行くことにより市民福祉の最大化を図っていくことが強く求められる。

本委員会の提言に基づき、あらゆる世代が安心できる社会と、さまざまな人がいきいきと生活できる社会が実現されることに大いに期待する。

## 参考資料 中間報告書（提言部分抜粋）

### Ⅱ 提 言

本委員会においては、あらゆる世代が安心できる社会と、さまざまな人がいきいきと生活できる社会の実現に寄与すべく提言を行うため、児童虐待対策、超高齢化社会対応、ジェンダー平等社会の3つを具体的な調査項目とし、このうち、喫緊の重要課題である児童虐待対策について、本市の現状と課題を整理し、先進都市の視察調査を行いながら意見交換を重ね、調査研究を進めてきたところであり、他に先行して提言すべきとの意見でまとまったことから、以下のとおり提言するものである。

#### 1 誰もが子育てしやすい環境づくり

児童虐待の根絶のためには、虐待が発生した際の対応だけではなく、その背景にある日頃の生活や家庭環境全体を視野に入れた取り組みが重要である。

特に、子育てを担う保護者たちは、働き盛りの世代や共働きであることも多いことから、非常に多忙であり、子育ての悩みや不安、家事の負担、仕事の重圧など、さまざまなストレスを抱えて生活を送っており、時として、そのストレスが子どもに向かい、虐待を引き起こしてしまうこともある。

そのような保護者たちの不安や負担を軽減し、健全な家庭環境を守り、児童虐待を未然に防止するためにも、誰もが子育てしやすい環境を整えていく必要がある。

#### (1) 全ての子育て家庭への支援

##### ア 相談・支援しやすい環境の整備

保護者の子育ての不安を解消し、児童虐待の発生を抑制していくためには、気軽な相談から適切な支援へ、円滑につないでいくことが重要である。

そのためには、市本庁舎の窓口まで来ること負担感を持つ人が、身近な場で相談し、支援を受けられるよう、現在、東西南北中央に設置されている保健福祉の総合拠点を機能強化するなどし、相談までの敷居を低くすることが求められる。

また、子育てサロンのような子育てに関する相談や親同士の情報交換ができる居場所や、自宅に居ながら気軽に相談ができるスマートフォンのアプリなどのツールについて、保護者の認知度を高め、積極的な利用に結びつけていくためにも、民間企業などと協力しながら、幅広い層に周知徹底していく必要がある。

さらに、母子手帳の交付やこんにちは赤ちゃん事業など、市が直接、保護者と接する機会を生かし、出産前や子育ての初期の段階から、子育てに関する相談窓口や各種支援策などを紹介するとともに、面接を通じ、何らかの支援が必要となりそうな保護者を早い段階で把握し、必要なケアにつなげていくことも重要である。

あわせて、市の窓口相談に来ない人や乳幼児健診の未受診者など、一定のリスクが想定される保護者に対しては、専門職によるアウトリーチなどにより、積極的にアプローチしていくことが必要である。

また、子育て家庭にさらなる安心感を与えるためには、妊娠から出産、その後の子育てまで、同一の保健師や看護師が、家庭に寄り添いながらサポートしていく、フィンランドのネウボラのような、より家庭に近い伴走的な育児支援の検討が求められる。

## イ 負担軽減のための取り組み

働き盛りで仕事や家事に多忙な子育て世代の負担を軽減するためには、事業者の理解と協力を促し、子育てしながら働きやすい環境を整えるとともに、家計の負担を軽減するための支援策を検討していくことが必要である。

また、子育て家庭の負担を大きく軽減させるためには、身近な地域で食事を提供することなど、家庭だけではなく、社会全体で子育てを担うという認識に立った取り組みを検討すべきである。

## (2) それぞれの家庭に応じた支援

誰もが子育てしやすい環境を整えていくためには、全ての子育て家庭が広く享受できる支援とともに、それぞれの家庭の状況に応じた、きめ細かな支援が必要である。

特に、児童虐待の死亡事例の多くは0歳児であるが、その大きな要因となり得る、望まない妊娠や出産などに対する継続的な支援や、ひとり親でも安心して子育てができるような支援を充実させていく必要がある。

また、心理的に悩んでいる保護者や精神に障がいがある家族を抱える家庭などが、必要な相談支援を受けられるよう、医療機関などとの連携を強化していくことも、健全な家庭環境を保持するために重要である。

さらに、年度途中での市転入者や未就園児、外国籍の子どもなど、目が届きにくい環境にある家庭にも、支援が行き届くよう取り組みを進めていく必要がある。

## 2 身近なみんなで支え・気づくための環境づくり

子育て家庭の不安や負担を軽減するとともに、児童虐待を早期発見していくためには、行政の取り組みだけではなく、より身近な場で、保護者や子どもを支えていくこと、また、ささいな変化に気づいていくことが重要である。

特に、児童虐待が発生している家庭は、社会で孤立している場合もあることから、地域や保育園、幼稚園、学校など、身近な人たちが、子育て家庭と顔の見える関係を構築し、日頃の支援や気づきに結びつけていくことが必要である。

### (1) 地域社会での支え・気づき

地域の積極的な子育て参加を促すためには、子育て家庭への理解と関心を深めることが重要であり、家庭だけではなく社会全体で子どもを育てていくという価値観や、行政だけに頼らず地域全体で子育て家庭を支援していくという意識醸成が必要である。

また、地域において、保護者や子どもが安心して相談でき、ひいては気づきにつなげていくためには、相談しやすい身近な居場所を確保していく必要があることから、子ども食堂や地域食堂などの設置や運営に向けた、柔軟な支援制度も検討していく必要がある。

あわせて、受け皿となる地域自体のつながりの希薄化が叫ばれる中、地域主体の取り組みを進めていくためには、地域力を高めていくことができる強いリーダーシップを有した人材が求められており、その育成に向けた積極的な支援が必要である。

また、身近での気づきを、適切な支援につなげていくためには、児童相談所虐待対応ダイヤル「189」の周知・徹底や、スマートフォンのアプリから情報提供ができる仕組みを構築するなど、環境を整えていく必要がある。

## (2) 保育園・幼稚園，学校での支え・気づき

保育園や幼稚園，学校は，日頃から子どもや保護者とじかに接する中で，悩みや相談に応じ安心感を与えるとともに，ささいな変化に気づき虐待の早期発見につなぐこともできることから，その役割は重要である。

その中でも，保育士や教員など，現場の力が大変肝要となるが，多忙な日常業務の中，子どものささいな変化などに気づくためには，ゆとりを持って，子どもたちと向き合える環境を整えていく必要がある。

特に，保育士については，厳しい労働環境や処遇などにより，保育士という職そのものから離れてしまうという事例もあることから，ICTの導入補助による現場の負担軽減や，処遇改善など，適切な保育の質を確保するための取り組みが必要である。

また，身近での気づきを広げていくためには，魅力ある学校づくり地域協議会など，子どもの育ちに携わる関係団体においても，組織の所期の目的に加え，児童虐待から子どもを守るという強い意識を醸成するとともに，虐待の対応に係る必要な知識を習得する機会を設けていく必要がある。

### (3) 支え・気づきにつなげるため家庭にできること

子育てに悩む保護者のストレスを軽減するとともに、社会で孤立させないためには、身近での支えに加え、気軽に子育ての悩みを相談・共有できる保護者同士の良好な関係を促進させる必要がある。

また、子どものささいな変化に気づくためには、子どもたち自身が、悩みや不安を周囲の大人に発信し、助けを求められるようになることも重要であることから、児童虐待に関する正しい知識を身につけるとともに、自らの心身や命がかけがえのない大切なものだと改めて認識できるよう意識醸成を図る必要がある。

## 3 いち早く児童虐待に対応し、健全な育ちにつなぐための環境づくり

虐待を受けている子どもたちをいち早く守り、健全な育ちにつなげていくためには、行政への相談や身近での気づきをもとに、市や関係機関などが一体となった対応を迅速にとるとともに、子どもたちが健やかに成長できる環境を整えていく必要がある。

### (1) 体制・連携の強化

児童虐待の解消に向けては、それぞれの家庭に寄り添った、きめ細かな対応が必要となるが、1人の職員が多く的事案を抱え込むと、それぞれの家庭に目が行き届かなくなる可能性もあることから、適切・早急な対応がとれるよう必要な人員を確保していく必要がある。また、虐待の対応を担う部署の強化だけでなく、庁内の関係部局はもとより、児童相談所や県警など、各種関係機関とのより一層の連携のため、要保護児童対策地域協議会の調整機能の強化が必要である。

特に、人員については、将来、児童相談所の設置について具体的な議論があった場合、専門的な人材の確保が一番の課題になると想定されることから、そのような視点も念頭に、今の段階から、必要な人材の育成や確保について検討を進める必要がある。

## (2) 健全な育ちのための環境づくり

家庭に課題を抱える子どもたちを健全な育ちにつなげていくためには、必ずしも保護者との分離を求めるのではなく、親子の居場所やショートステイなどを活用し、親のストレスを軽減することで、家庭の環境を整え、可能な限り、家庭内において子どもを養育できるよう、伴走型の支援を充実させる必要がある。

一方、重篤な虐待案件においては、子どもの命を守るため、早急に保護する必要もあるが、子どもたちの健全な成長のためには、里親制度の活用を積極的に促すなどし、家庭的で愛情を感じながら育つことができる環境を整えていく必要がある。